



令和元年9月から 子どもの医療費窓口負担無料化 市内から県内に拡大実施します！

問合せ 市民課医療年金グループ (☎84-5005)

未就学児のお子さんが病院で診察を受けた場合に、窓口での支払いをせず、その場で助成が受けられる「窓口負担無料化」(現物給付)を、市内だけでなく県内の医療機関まで拡大して実施します。

窓口負担無料化の対象者

未就学児(出生から満6歳になった日以後最初の3月31日まで)
※4月1日生まれの人は前月31日まで

注意点

- ▷国民健康保険に加入している人が、入院などで高額な医療費が発生する場合は、国民健康保険の保険者から発行された限度額適用認定証を提示した場合のみ助成対象になります(現物給付)。
- ▷保険給付の対象にならない医療費や入院時の食事療養費標準負担額は、助成対象になりません。ただし、住民税非課税世帯で減額認定証の交付を受けている場合は、申請していただくことで入院時の食事療養費標準負担額が助成対象になります(償還払い)。

現物給付とは？

受給資格者が、保険診療にかかる費用の一部負担相当額を医療機関等に支払うことなく、亀山市から医療機関等に対して助成額を支払う方式のこと。

償還払いとは？

受給資格者が、保険診療にかかる費用の一部負担相当額を医療機関等に支払った上で、後日、亀山市から受給資格者に対して助成額を支払う方式のこと。

子ども医療費助成Q&A

①病院にかかるときは？

医療機関の窓口で、亀山市福祉医療費受給資格者証と健康保険証を提示してください。

原則として、未就学児の医療費は、窓口での支払いはありません(現物給付)。

②県外の病院へ行ったときは？

県外の医療機関を受診した場合は、領収書(レシート不可)を1カ月分まとめて市民課医療年金グループ(市役所)、または地域観光課地域サービスグループ(関支所)へ提出してください(償還払い)。

③受けられる給付は？

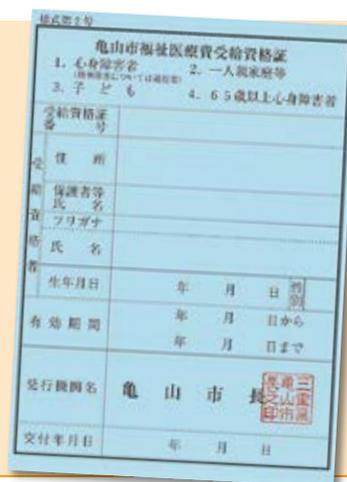
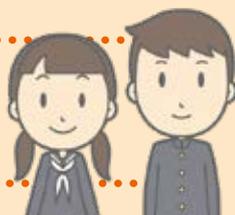
保険適用分の医療費が対象になります。1カ月の医療費が高額になった場合は、加入している保険者から支払われる付加給付金や高額医療費を除く金額を給付します。

9月1日から福祉医療費受給資格証が変わります

毎年9月1日は、福祉医療費受給資格(子ども、心身障害者・65歳以上心身障害者、一人親家庭等の医療費助成)の更新日です。

受給資格更新の審査の結果、引き続き受給資格を有する人には、8月下旬に新しい受給資格証(水色)を送付します。

来年度(令和2年度)に中学校へ入学する子どもへは、中学校卒業まで有効な朱色の受給資格証を送付します。



受給資格証の色が黄色から水色に変わります。